

第 3 2 号議案

中野区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区営住宅条例の一部を改正する条例

中野区営住宅条例（平成４年中野区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第８号イ中「第１０条第１項（）」を「第１０条第１項又は第１０条の２（これらの規定を）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第６条第２項第８号イの規定は、施行日以後に保護命令の申立てを行った者について適用し、施行日前に保護命令の申立てを行った者については、なお従前の例による。